

## 消費税率引上げに伴う東京都特別区に係るタクシーや運賃の改定について

令和元年8月30日  
物価問題に関する関係閣僚会議

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴う、東京都特別区に係るタクシーの運賃の改定については、別紙のとおり認めることとする。あわせて、各事業会社が、改定内容に関し、消費者への分かりやすく丁寧な説明に努めるよう求める。

## 東京都特別区に係るタクシーの運賃の改定について

### 1. 基本的な考え方

- ①初乗運賃については、公定幅運賃に 110／108 を乗じ、四捨五入により 10 円単位で端数処理を行う。
- ②加算運賃については、標準的な事業者の事業収入全体の増収率が 110 ／108 となるように加算距離を短縮する。

### 2. 事業者及び改定率

事業者	改定率 (%)
東京都特別区のタクシー事業者	1.726

### 運賃改定額（普通上限運賃）

	現 行	改 定
初乗運賃	1.052 km 410 円	1.052 km 420 円
加算運賃	237m 80 円	233m 80 円

### 3. 実施予定日 令和元年 10 月 1 日